

山梨県農業経営改善資金事務取扱要領

（平成16年3月18日最終改正）

農業経営改善資金の取扱いについては、山梨県農業経営改善資金助成条例、及び山梨県農業経営改善資金助成条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 貸付対象事業の内容等

1 水産業振興資金

（1）内水面漁業施設の取得に必要な資金

この資金の借受資格者は、内水面活性化対策事業又は特産の邑づくり活性化事業により内水面漁業施設を改良、造成又は取得する養殖漁業者及び漁業協同組合（以下「漁協」という。）とする。

（2）淡水魚の種苗及び飼料の購入に必要な資金

この資金の借受資格者は、養殖漁業者及び養殖を行う漁協とする。

2 合併事務所建設資金

この資金の借受資格者は、合併農業協同組合及び合併農業共済組合とする。

但し、利子補助の承認は、合併後5年以内に申請のあったものに限るものとする。

3 農業協同組合合併促進資金

（1）この資金の貸付基準は、次の算出により算出した合併時持込資本の不足額とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{固定} \quad 70\% \\ \times \\ \text{資産} \quad \text{以下} \end{array} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{組合} \quad 5\text{万円} \\ \times \\ \text{員数} \quad \text{以上} \end{array} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{自己} \\ \text{資金} \end{array} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{合併時持込資本} \\ \text{の不足額} \end{array} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}
 \end{array}$$

（2）この資金の借受資格者は、合併農業協同組合とする。但し、利子補助の承認は、合併後1年以内に申請のあったものに限るものとする。

第2 貸付の限度額等

1 規則第2条第1項の貸付利率及び第4条の利子補給の額は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付利率	利子補給の額
1 水産業振興資金	年1.6%以内	年1.25%で計算した額
2 合併事務所建設資金	年1.6%以内	年1.25%で計算した額
3 農業協同組合合併促進資金	年1.6%以内	年1.25%で計算した額

2 規則第2条第2項の限度額は、次のとおりとする。

資 金 の 種 類	貸 付 限 度 額
1 水産業振興資金 (1) 内水面漁業施設の取得に必要な資金 (2) 食用淡水魚の種苗及び飼料の購入に必要な資金 (3) 観賞用淡水魚の種苗及び飼料の購入に必要な資金	事業費から補助金を差し引いた額（補助残）の80%以内 事業費の80%以内又は、400万円のいずれか低い額 事業費の80%以内又は、400万円のいずれか低い額
2 合併事務所建設資金	事業費の80%以内又は、1億円のいずれか低い額
3 農業協同組合合併促進資金	合併時持込資本の不足額又は、1億円のいずれか低い額

第3 借入申込手続

1 水産業振興資金

借入希望者は、借入申込書（第1号様式）5部（うち1部は債務保証委託申込の場合。）に、個人にあっては経営の概要書（第2号様式）を、任意団体又は漁協にあっては団体の概要書（第3号様式）を添付し、融資機関に提出するものとする。

2 合併事務所建設資金

1の団体又は漁協に準ずるものとする。

3 農業協同組合合併促進資金

1の団体又は漁協に準じるもののほか財務状況表（第4号様式）を添付するものとする。

第4 利子補助の承認

規則第3条第2項の利子補助の諾否の通知は、第5号様式により申請融資機関に交付するとともに関係地方振興局農務部へ通知する。

第5 貸付の実行

1 第4により利子補給承諾書の交付を受けた融資機関は、貸付けを決定し、借入申込者にその旨通知するとともに承認のあった日から3箇月以内に貸付けを実行するものとする。

2 規則第6条の貸付実行報告書は、地方振興局農務部へ2部提出するものとする。
 なお、借入辞退があったものについては、その理由を付記して上記同様報告するものとする。

附 則

本要領は平成10年8月31日以降に利子補給の承認をする資金から適用する。